

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

平成30年3月22日開催

さいたま市教育委員会

- |   |   |   |                 |         |
|---|---|---|-----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年3月22日(木)   |         |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室          |         |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時45分         |         |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長           | 細 田 眞由美 |
|   |   |   | 教育長職務代理者        | 大 谷 幸 男 |
|   |   |   | 委 員             | 平 澤 奈 古 |
|   |   |   | 委 員             | 石 田 有 世 |
|   |   |   | 委 員             | 野 上 武 利 |
|   |   |   | 委 員             | 武 田 ちあき |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者          |         |
|   |   |   | 副教育長            | 久保田 章   |
|   |   |   | 管理部長            | 矢 部 武   |
|   |   |   | 学校教育部長          | 平 沼 智   |
|   |   |   | 生涯学習部長          | 竹 居 秀 子 |
|   |   |   | 管理部参事兼教育総務課長    | 西 林 正 文 |
|   |   |   | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡 邊 祐 子 |
|   |   |   | 学校教育部参事兼指導1課長   | 岡 村 洋 彦 |
|   |   |   | 学校教育部参事兼高校教育課長  | 大 竹 実   |
|   |   |   | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 野 尻 靖   |
|   |   |   | 教育財務課長          | 栗 原 章 浩 |
|   |   |   | 学校施設課長          | 中 村 和 哉 |
|   |   |   | 健康教育課長          | 山 本 高 弘 |
|   |   |   | 青少年宇宙科学館長       | 井 出 浩 史 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員           |         |
|   |   |   | 野 上 武 利         |         |

## 7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

2名いらっしゃいます。

細田教育長

本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、傍聴を許可します。  
本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。  
本日の会議に、議案第33号「さいたま市教職員の人事について」を追加提出いたします。本日の議案第27号、第33号、報告第3号は人事に係る案件、議案第30号から第32号までは個人情報を取り扱う案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました議案は非公開といたします。  
本日の会議の順番ですが、報告第4号、第5号、議案第20号、第15号、第18号、第19号、第21号、第25号、第26号、第16号、第17号、第24号、第22号、第23号、第28号、第29号の順で行い、次に非公開議案である第27号、第30号から第32号まで、報告第3号、議案第33号の順に審議を行うことといたします。なお、報告第3号から第5号までは、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告します。

報告第4号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

報告第5号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

それでは、報告第4号、5号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

今回の報告の内容につきましては、平成30年さいたま市議会2月定例会の会期中に追加提出され、すでに市議会においては議決をいただきました平成29年度及び平成30年度のさいたま市一般会計補正予算の教育費部分でございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、2月27日に臨時代理させていただいたものでございます。

始めに提案理由から説明させていただきます。今回の補正予算は、国の平成29年度補正予算に伴い、小・中学校のトイレ改修工事及び仲町小学校校舎増築工事並びに美園地区の小・中学校新設校工事にかかる事業費について平成29年度予算の増額を市長に申出するものです。合わせましてもう一つの報告第5号につきましては、平成30年度予算の補正となります。今回の追加の補正で、平成29年度予算で対応することとなった事業に係る経費のうち、平成30年度当初予算と内容が重複する部分について、平成30年度予算から減額することを市長に申出するものです。今回の補正予算に関しましては、すべて所管は学校施設課となっております。

平成29年度の補正予算につきまして、最初に第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上段の「歳入」につきましては、国庫支出金のうち国庫補助金を2億2,465万6千円、諸収入のうち雑入を11万2千円、合計2億2,476万8千円を増額補正するものでございます。次に下段の「歳出」でございますが、小学校費を5億6,279万2千円、中学校費を4億2,452万円、合計9億8,731万2千円を増額補正するものでございます。

次に第2表「継続費補正」を御覧ください。2項小学校費の仲町小学校校舎増築事業及び新設美園地区小学校整備事業、3項中学校費の新設美園地区中学校整備事業の3事業について、それぞれ平成29年度年割額を増額し、同額を平成30年度年割額から減額する補正を行うものです。平成29年度国庫補助の増額に伴う事業費の前倒しであり、総額には変更はありません。次に、第3表「繰越明許費 補正」でございますが、1 追加分の中学校営繕事業につきましては、今回の補正予算で対応する中学校のトイレ改修に要する経費について、年度内の事業完了が見込めないことから新たに繰越明許費を追加し、その下にある2の変更分の小学校営繕事業につきましては、1月の教育委員会会議で御説明いたしました大谷小、本太小の用地取得等に要する経費の繰越明許に加え、今回の補正で対応する小学校のトイレ改修に要する経費を上乗せする変更を行うものです。

次に、補正予算の詳細について御説明したいと思います。「歳入」でございますが、17款の国庫支出金につきましては、国の補正予算に伴い追加で交付されることとなる小学校大規模改造事業費交付金

など4つの国庫補助金について合計2億2,465万6千円、23款の諸収入につきましては、小・中学校のトイレ改修工事に伴う施設光熱水費等負担金について11万2千円、合わせて2億2,476万8千円を増額補正するものでございます。次に、歳出及び継続費補正の詳細で10款教育費 2項小学校費 4目学校建設費、小学校営繕事業でございます。こちらは、国の平成29年度補正予算に伴い、大東小学校外3校の洋式化を伴うトイレ改修工事を前倒しして実施するために要する経費2億9,040万7千円について増額補正を行うものです。財源としては国の補助金が6,484万3千円、諸収入の施設光熱水費等負担金が6万4千円、財政局所管の地方債が2億2,490万円、一般財源が60万円となっております。参考欄の事業スケジュールにありますとおり、実際の工事は今年の6月から10月までを予定しており、今回の補正額全額を繰越明許いたします。

続いて、10款教育費 2項小学校費 4目学校建設費、小学校校舎増改築事業でございます。こちらは、平成28年度から30年度までの3年間の継続事業として予算を計上しております仲町小学校校舎増築事業について、平成29年度国の補正予算に伴い、平成30年度の事業費の一部を前倒しするため、平成29年度年割額を1億2,231万8千円増額するとともに、同額を30年度年割額から減額する補正を行うものです。したがって継続費の総額13億2,804万9千円について変更はありません。今回、平成29年度分として増額となる1億2,231万8千円の財源の内訳といたしましては、国の補助金が2,375万3千円、財政局所管の地方債が9,840万円、一般財源が16万5千円となっております。なお、このことに伴いまして、平成31年4月を供用開始とする事業スケジュールに変更はございません。

続いて、10款教育費 2項小学校費 4目学校建設費、小学校新設校建設事業でございます。こちらは、平成29年度から30年度まで2年間の継続事業として予算を計上しております、新設美園地区小学校整備事業について、平成29年度国の補正予算に伴い、平成30年度の事業費の一部を前倒しするため、平成29年度年割額を1億5,006万7千円増額するとともに、同額を30年度年割額から減額する補正を行うものです。こちらも継続費の総額46億8,327万円に変更はありません。今回、平成29年度分として増額となる1億5,006万7千円の財源の内訳といたしましては、国の補助金が3,585万6千円、財政局所管の地方債が1億1,400万円、一般財源が21万1千円となっております。こちらも平成31年4月開校とする事業スケジュールに変更はございません。

次に、10款教育費 3項中学校費 4目学校建設費、中学校営繕

事業でございます。こちらは、国の平成29年度補正予算に伴い、泰平中学校外2校の洋式化を伴うトイレ改修工事を実施するために要する経費2億7,846万8千円について増額補正を行うものです。財源は国の補助金が6,906万3千円、諸収入の施設光熱水費等負担金が4万8千円、財政局所管の地方債が2億900万円、一般財源が35万7千円となっております。小学校と同様、実際の工事は今年の6月から10月までを予定しているため、今回の補正額全額を繰越明許いたします。

続いて、10款教育費 3項中学校費 4目学校建設費、中学校新設校建設事業でございます。こちらは、平成29年度から30年度まで2年間の継続事業として予算を計上しております新設美園地区中学校整備事業について、平成29年度国の補正予算に伴い、平成30年度の事業費の一部を前倒しするため、平成29年度年割額を1億4,605万2千円増額するとともに、同額を30年度年割額から減額する補正を行うものです。こちら継続費の総額53億2,952万円に変更はありません。今回、平成29年度分として増額となる1億4,605万2千円の財源の内訳といたしましては、国の補助金が3,114万1千円、財政局所管の地方債が1億1,460万円、一般財源が31万1千円となっております。平成31年4月開校とする事業スケジュールに変更はございません。以上が平成29年度補正予算に係る説明となります。

続きまして、報告の第5号ですが、こちらにつきましては、平成30年度当初予算の中で、先ほど御説明いたしました今回の平成29年度の追加補正予算で事業費を前倒ししたものと内容が重複する歳出予算及びその財源である歳入予算について減額補正を行うものでございます。第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上段の「歳入」につきましては、国庫支出金のうち国庫補助金を9,832万6千円、諸収入のうち雑入を1万6千円、合計9,834万2千円を減額補正するものでございます。次に下段の「歳出」でございますが、小学校費を3億2,255万6千円、中学校費を1億4,605万2千円、合計4億6,860万8千円を減額補正するものでございます。

次に、補正予算の内容について御説明したいと思います。始めに「歳入」でございますが、17款の国庫支出金につきましては、平成30年度当初予算に計上されていた小学校大規模改造事業費交付金など4つの国庫補助金について、平成29年度に前倒しで交付されることになりました部分に相当する合計で9,832万6千円を減額補正するものです。また23款の諸収入につきましては、トイレ改修工事に伴う施設光熱水費等負担金のうち前倒し分1万6千円を減額し、歳入

合計では9,834万2千円を減額補正するものです。

次に、歳出でございますが、小学校営繕事業につきましては、平成30年度当初予算に計上されていた小学校のトイレ改修に係る各種費用のうち、今回の補正で平成29年度に前倒しすることになった工事請負費を減額するもの、残りの小学校校舎増改築事業、小学校新設校建設事業、中学校新設校建設事業については、継続事業であります仲町小学校校舎増築事業、新設美園地区小学校整備事業、新設美園地区中学校整備事業の3事業について、今回の補正で平成29年度に前倒しした年割額分をそれぞれ減額するものでございます。

補正額は、小学校営繕事業がマイナス5,017万1千円、小学校校舎増改築事業がマイナス1億2,231万8千円、小学校新設校建設事業がマイナス1億5,006万7千円、中学校新設校建設事業がマイナス1億4,605万2千円となっており、4事業を合計いたしました補正額はマイナス4億6,860万8千円となっております。

大谷委員

トイレにつきましては、現段階の洋式化の達成率はどのくらいなのでしょう。

学校施設課長

しあわせ倍増プランにおきましては、平成30年度末で59.7%に達する予定でございます。今回のような補助金の活用が洋式化を進める上で重要ですので、学校施設課としてはなるべく前倒しのできるよう準備を進めていきたいと思っております。

大谷委員

是非お願いします。残りの40%について、洋式トイレが一つも無い学校はありますか。

学校施設課長

一つも無い学校はありませんが、学校全体の洋式化の割合ということで数字を出しておりますので、各学校によってばらつきがあります。施設を整備する中で洋式化が低い学校は優先順位を高めることで平準化を進めていきたいと思っております。

細田教育長

それでは、この件は終了といたします。

議案第20号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして、議案第20号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

まず、組織についてですが、管理部におきまして、現行の教育総務課の教育政策係を廃し、教育委員会内の政策形成機能の強化と、平成31年3月に予定されている次期教育総合ビジョンの策定に向け、課相当の組織として教育政策室を新設します。

次に学校教育部におきましては、平成29年4月に移譲された教職員の給与支給事務等と併せて、高等学校教職員の給与支給事務を移管するため、現行の教職員人事課の給与係を廃し、教職員給与課を新設し、意思決定の迅速化や専門性の向上を図ります。

また、課内室としている小規模組織の責任の所在を明確化するため、課内室を廃止し、課相当の小規模組織としての室と整理する改正が全庁的に行われます。学校教育部では特別支援教育室、生涯学習部では人権教育推進室が課内室から室になるのに伴い、関係規定の改正を行います。さらに、幼児教育センター及び附属幼稚園が3月31日をもって廃止されることに伴う関係規定の整理を行います。

次に、新組織における事務分掌についてです。教育政策室につきましてはその設置目的を達成するため、(3)を追加するとともに(1)及び(4)についても字句の修正を行いました。その他につきましては実態に即した見直しや項目の整理を行い、基本的には移設後の組織が移設前の組織を引き継ぐものとし、漏れのないように留意しつつ、改正案としたものです。

なお、施行は平成30年4月1日でございます。

石田委員

組織が増えますが、人員的には増員になるのでしょうか。

教育総務課長

課内室から課相当の室になることに伴う増員はございませんが、新設される教育政策室につきましては、当然所掌事務も変わりますから、その所掌事務にふさわしい人員配置を教育委員会事務局の定数の中で配置しております。

細田教育長

それでは、議案第20号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第15号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第18号 さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例施行規則を廃止する規則について



- 議案第19号 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第21号 さいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について
- 議案第26号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

細田教育長 続きますして、議案第15号、第18号、第19号、第21号、第25号、第26号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

教育総務課長 これらの議案につきましては、幼児教育センター及び付属幼稚園が3月31日をもって廃止されることに伴うものが主な理由ですので、一括して説明いたします。

まず、議案第15号につきまして、新旧対照表を御覧ください。別表第1及び別表第2それぞれの(1)庁印及び(2)職印について、センター印、幼稚園之印、センター所長印及び幼稚園長之印を廃止するため、所要の改正を行います。

続きますして、議案第18号につきましては、さいたま市立幼児教育センター及び付属幼稚園条例が4月1日付けで廃止されることから、本規則も同じ日付をもって廃止いたします。

続きますして、議案第19号につきましては、第1条中幼稚園の字句を削除するものです。

続きますして、議案第21号につきましては、第1条の幼児、第3条の園長の字句を削除するとともに、その他につきましては、教育公務員特例法が改正され第25条の2が第25条となる条ずれが起こったことから所要の改正をするものです。

続きますして、議案第25号につきましては、第1項第3号の幼児教育センター及び付属幼稚園に関連する規定を削除するものです。

続きますして、議案第26号につきましては、別表第6の幼稚園の字句を削除するものです。

なお、それぞれ施行期日は、平成30年4月1日でございます。

大谷委員 これらは幼稚園の廃止等に伴う技術的な改正等ということでしょうか。

教育総務課長 そのとおりでございます。

細田教育長                    それでは、議案第15号、第18号、第19号、第21号、第25号、第26号につきましては、全て原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員                        <異議なし>

細田教育長                    出席委員全員の賛成により、全て原案のとおり可決されました。

議案第16号    さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について  
議案第17号    さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について  
議案第24号    さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令について

細田教育長                    続きまして、議案第16号、17号、24号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

教職員人事課長                これらの規則、訓令の改正理由につきましては、学校の管理運営に当たっては、管理職である校長に対して、市長事務部局等の課長と同様に様々な権限が与えられておりますので、課長の専決事項の規定と同様に、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に基づき校長が行う事項について明確化を図るため、所要の改正を行うものでございます。なお、各規則、訓令の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

まず、議案第16号について御説明いたします。第27条の休憩時間の割振り、第28条の時間外勤務の命令等、第30条の年次有給休暇の付与の改正につきましては、校長が行う事項について明確化を図るものです。第29条の改正につきましては、校長が所属職員に、引き続き8日以上にわたり病気休暇等を与える場合に、委員会の指示を受ける必要がないものについて、改めるものです。

次に、議案第17号でございます。第12条の休憩時間の割振り、第13条の時間外勤務の命令等、第15条の年次有給休暇の付与の改正につきましては、さいたま市立小・中学校管理規則の改正と同様に、校長が行う事項について明確化を図るものです。第14条の改正につきましては、さいたま市立小・中学校管理規則の改正と同様に、校長が所属職員に、引き続き8日以上病気休暇等を与える場合に、委員会の指示を受ける必要がないものについて、改めるものです。

次に、議案第24号でございます。第10条の年次有給休暇等の改正につきましては、校長が行う事項について明確化を図るものです。様式第9号は短期介護休暇を請求する際の添付書類の様式、様式第3

6号は兼職（兼業）承認（許可）願の様式であり、改正により、記載すべき内容の明確化を図るものでございます。

大谷委員 休憩時間の割り振りを追加した背景は何でしょうか。

教職員人事課長 こちらのについては、これまでは勤務時間の割り振りに含まれているという解釈でしたが、市の職員の規定に合わせて改正するものです。

細田教育長 それでは、議案第16号、第17号、第24号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、全て原案のとおり可決されました。

議案第22号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第22号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第22号につきましては、平成30年4月1日にさいたま市教職員の給与に関する条例に定める教育職給料表が改正されることに伴い、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第6に定める教育職給料表の昇格時号給対応表を改正するものです。

昇格時号給対応表は、昇格の際に、昇格前に受けていた級号給が、昇格後、どの級号給に対応するかを示したものでございます。基本的に、昇格前の給料月額に一定の額等を加算した金額と、昇格後の級の中で同額又は直近上位の給料月額が対応するように、号給が規定されております。埼玉県では平成29年度の教育職給料表の改正と併せ、昇格時号給対応表を一部改正しております。さいたま市においても、教育職給料表の内容が埼玉県と同じ内容になっていることから、平成30年4月1日の教育職の給料表改正に併せて、埼玉県と同様に昇格時号給対応表を改正するものでございます。

大谷委員 これは人事委員会とは協議していますか。

教職員人事課長 人事委員会とは事前に協議しております。

細田教育長                    それでは、議案第22号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員                        <異議なし>

細田教育長                    出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第23号    さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長                    続きまして、議案第23号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長                議案第23号につきましては、文部科学省の平成29年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の額の算定方法の見直しを受けまして、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則第2条に規定する教員特殊業務手当の額を一部改正するものでございます。

まず、規則第2条第3号についてですが、さいたま市教職員の給与に関する条例第18条第3項第2号及び第3号の業務は、具体的には、修学旅行等引率指導業務と対外運動競技等引率指導業務になりますが、改正前の手当の額4,250円を5,100円に改正するものでございます。

次に、規則第2条第4号でございしますが、これは、部活動指導業務になりまして、改正前の手当の額3,000円を3,600円に改正するものでございます。

なお、施行期日は、平成30年4月1日となります。

大谷委員                        2点確認ですが、例えば修学旅行等の宿泊を伴う行事の引率業務については、1日当たりということですか。もう1点は、第4号の部活動指導業務については、4時間が一つの目安となっていた記憶があるのですが、何時間以上ということはありませんか。

教職員人事課長                修学旅行等引率指導業務は1日当たりでございします。部活動の指導業務につきましては、週休日における部活動について、3時間1分以上ということで、3時間まではこの対象ではございません。

細田教育長                    それでは、議案第23号につきましては、原案のとおりとしてよろ

しいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第28号 文化財の指定について

議案第29号 文化財の指定について

細田教育長 続きますして、議案第28号、第29号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

文化財保護課長 議案第28号、第29号につきましては、新たに、市の文化財として、天然記念物2件を「砂冰川社のクスノキ」「砂冰川社のモミ」という名称で指定させていただきたいというものでございます。

見沼区東大宮7丁目に砂の冰川社という神社がございますが、本殿向かって左側に議案第28号のクスノキがあり、向かって右側に議案第29号のモミがございます。位置関係は資料に記載してございます。このうち、左側のクスノキは樹高23.5mで、根の部分の外周が5.7mあり、樹勢は旺盛で、樹形も整っております。

また、向かって右側の「モミ」は樹高28.5m、根の部分の外周が6.8mあり、非常に古木としての風格を持っております。いずれも、樹齢につきましては確定する手段がなく、不明と言わざるを得ませんが、樹勢が良好で、今後も健全な状況で生育していくと考えられるため、市指定文化財として指定させていただき、保存を図るべきと考えているものでございます。

この冰川社の森は、周囲が住宅街として整備される中であって、鎮守の森として残された貴重な緑地帯であり、今後この神社の樹木全体を保全していくためにも、まずは中心となっているクスノキとモミを指定しておくことは非常に重要なものと考えております。なお、さいたま市文化財保護審議会からも指定して保存すべきとの答申を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

平澤委員 提案理由の中でクスノキが若干踏みつけにより傷つけられているとの記載がありますが、今回文化財に指定された場合は、踏みつけが避けられるような措置が取られたり、古木ですから病気になるようなこともあるかと思いますがそれを防ぐ手立てがされたりすることはあるのでしょうか。

文化財保護課長 指定いただいた場合は、所有者の方と協議をしながら適切な管理をしてまいりたいと考えております。

野上委員 所有者が「氷川社」で、名称が「砂氷川社の」となっていますが、「砂」を付ける意味を教えてください。

文化財保護課長 さいたま市には氷川神社、氷川社が数多くあります。名称をただ単に氷川社とすると特定が難しくなりますので、名称につきましては地域の地名、今回は「砂」を頭に付けるということで行っております。

大谷委員 本市には指定された天然記念物がどれくらいあるのでしょうか。また、それらについて、定期的な確認は行っているのでしょうか。

文化財保護課長 天然記念物として指定されている件数は、国、県、市の指定を合わせますと76件になります。樹木等につきましては、職員と審議会の委員が連携し、毎年現況の確認をしております。所有者の方と協議をした上で必要であれば補助金をお出しする制度もございます。

細田教育長 それでは、議案第28号、第29号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。  
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第27号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>

議案第30号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

議案第31号 行政情報開示決定に係る審査請求について

議案第32号 行政情報開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>

報告第3号 さいたま市教職員（高校管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第33号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後4時32分